答 弁 第 七 号昭和五十五年八月五日受領

内 閣衆質九二第七号

昭和五十五年八月 五. 日

内 閣 総 理大臣 鈴 木 善 幸

衆 議 院 議 長 福 田 殿

衆議院議員木島喜兵衞君提出学校法人日本大学における学生の自治・学生対策等に関する質問

に 対 し、 別 紙 答 弁書 を送 付する。

(質問の 七)

衆 議 院 議 員 木 · 島 喜 兵 衞 君 提 出学 校法 人日本大学における学生の自 治 学 生対 策等 に

関する質問に対する答弁書

一について

1 及 び 2 日本大学が 同大学中国拳法錬心館部員及び新入生の関係者から事情聴取 した結果に

よると、 希望する見学者に対して 実際に練習に参加 してもら つたもので あり、 そ \mathcal{O} 過 程 に お 7

て威圧や強要はなかつたと聞いている。

3 準 備 体 操 \mathcal{O} 内 容 は 跳 躍 屈 伸、 伸 脚 等 で あ り、 約五 分ない L + · 分間 にわ た つて行 わ

れ、

指 導 者 は 上 級 生 \mathcal{O} 部 員 で あ つ たと聞 7 て 7 る。

4 中 国 拳 法 錬 心 館 部員 は防具を付け、 <u>\\</u> つた姿勢をとり、 それに対して 新入生はそれぞれ籠

手で を付け、 各一分間ぐらい部員を攻撃し、 この間部員は両手を斜めに下げてこれを受ける 0

- 5 救 急 車 は 青 木君 を 日 本 · 大 学 駿 河 台 病 院 緊 急 室 に 運 び、 当 月 緊急室 の担当で あ つ た 内 科及
- び 麻 酔 科 \mathcal{O} 医 師 が . 診 療に当たつたと聞 いて いる。
- 6 台 Ł 病 に 日 院 行 本大学としては、 政 \mathcal{O} 解 担当医 剖 0 結果につい 師 カゝ 5 診 青木君 療経 ての の死 過 所見を聞く等できる限 等につき説 因 [究明 のために、 明 を求めたほ 昭和五十二年四月二十二日に同大学 り (T) か、 調 査を行 同 月二十三日に つたと聞 1 同 7 V 君 る。 \mathcal{O} 遺 族とと 駿 河
- 7 生 課 青 が 木 許 君 可 \mathcal{O} を 担 求 当 \otimes 医 5 師 れ に た事 面 会を求 実 は な め 1 を事 と 聞 実 1 が 7 あ V つ る。 たか どう か は 不 明 で あ り、 ま た、 大学 本 部 学
- 8 発 生 日 L 本 た事: 大学としては 故でもあることなどを考慮して、 本 件 事 故 \mathcal{O} 経 緯 か ら 見て大学にその できる限りの配 責 慮を行 任 は な つたと聞 1 لح 判 断 7 7 L た 1 が、 る。 学 内 で
- 9 日 本大学としては、サークル活動は学生が自己の責任におい て自主的に行うものではある

が その 教 育 的 意 義 に か λ が み、 サ ĺ ク ル に 顧 間 を置くことが 望 ま L 7 と考えて 7 ると 聞 1

ている。

ま た、 同 大 学 \mathcal{O} 各 学 部 に お 7 て は、 届 出 を形式とする許 可 制 度 は 存 在 L な ** \ لح 聞 1 7 ** \

る。

な お、 サ 1 ク ル 部 員 募 集 に 関 L 新 入 生 0 自 由 意 思を尊重 し、 強 制 的 な募 集 は 絶 対 に 行 わな

1 ように 毎 年 厳 重 な 注 意 をし て お り、 また、 中 玉 拳 法 錬 心 館 に お 7 て ŧ 監督 が 各 学 部 0 責

任

者 12 対 L 同 様 な 注 意 を 行 0 た と聞 7 て 7 る。

二について

日 本 大 学 経 済 学 部 に お 1 て は、 部 外 者 に ょ る 教 育 研 究 活 動 \mathcal{O} 阻 害 が 過 去 に 起 $\sum_{}$ 0 た \mathcal{O} で、

そ \mathcal{O} 再 発を 防 止 自 由 な 教 育 • 研 究 活 動 を 保 障 す るた め、 学 生 \mathcal{O} 入 構 に 際 L 身 分 証 明 書 \mathcal{O} 提 示

を求める措置をとつていると聞いている。

三について

日 本 大 学 で は 新 井 君 \mathcal{O} 葬 儀 に 際 L 総 長 代 理 を始 85 多 数 \mathcal{O} 関 係 者が 参列 弔 意 を 表 すると

ともに弔慰金等を贈つたと聞いている。

ま た、 加 害 者 \mathcal{O} 同 大 学 経 済学 部 学 生に 対 Ù て は、 昭 和 五 一 十 五 年二 月十四 日 付 け で

退学

処

分に

したと聞いている。

な お 警 察 は 加 害 者 \mathcal{O} 学 生を 同 年二 月 + 兀 日 に 逮 捕 同 月 + 六 日 に 東 京 地 方 検 察 庁に 送致

た。 東 京 地 方 検 察 庁 は 同 年 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 月 六 日 に 東 京 地 方 裁 判 所 12 起 訴 現 在 公 判 中 で あ る。

四について

本 年 匝 月 +兀 日 正 午 頃、 黒色 ル メ ツ } に 白 衣姿及び 手で 拭ぐい 等 で 顔 面 を 隠 L た 集 寸 が 日 本

大学 文 理 学 部 構 内 に 入 り、 部 学 生 لح \mathcal{O} 間 で 多 少 \mathcal{O} 小 競 り 合 1 が あ 0 た が 約 二十分後に学 外

に 退 去、 そ \mathcal{O} 後、 同 集 寸 が 同 学 部 構 内 に <u>\f</u> 5 入 **つ** た 事 実 は な 1 と聞 1 7 *(*) る。

右答弁する。